

ハイチの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ハイチ共和国（ハイチ語では「Repiblik d Ayiti」、フランス語では「République d'Haïti」、英語では「Republic of Haiti」）は、カリブ海の大アンティル諸島にあるイスパニョーラ島の西側 3 分の 1 を占める共和制国家である。同島の東側にあるドミニカ共和国と国境を接している。首都はポルトープランス、公用語はハイチ語²及びフランス語（国民の日常生活では主にハイチ語が話されるが、政府の公式文書等はフランス語で作成される）、通貨はグールドである。ハイチの面積は約 28,000 平方キロメートルであり、北海道の 3 分の 1 程度の大きさである。国土は山地が多く、平地は少ない。約 1,100 万人いるハイチ国民の構成は、黒人が約 95%と圧倒的多数を占めており、残りのほとんどはムラート（白人と黒人の混血）である。宗教については、キリスト教が約 83%と圧倒的多数を占めているが、西アフリカの伝統の流れを汲むヴードゥー教も広く浸透している。

1492 年、コロンブスが、イスパニョーラ島を発見・到達した。その後、1496 年には、同島は新大陸で初めてのスペイン植民地となった。1697 年にフランスが西側を占領したイスパニョーラ島では、西アフリカから連れて来られた黒人奴隷により、コーヒーやサトウキビ等のプランテーション農業が行われた。1795 年にはイスパニョーラ島全島がフランス領となった。しかし、フランス革命の影響を受けた黒人奴隷による解放・独立を求める運動が生じ、1804 年、全島がハイチとしてフランスから独立し、「世界初の黒人の共和国」、「中南米で最初の独立国」となった（ハイチは、独立の承認を得る代償として、フランスに対して巨額の賠償金を支払うことを認めた。この賠償金が、長年にわたり、ハイチの財政を圧迫することになった）。1814 年にパリ条約によりイスパニョーラ島の東側はスペイン領となり、1822 年以降ハイチ軍がたびたび占領したが、1844 年に、イスパニョーラ島の東側はドミニカ共和国として独立した。ハイチは、1915 年から 1934 年までの米国による占領を経て、1957 年から 1986 年までデュバリエ親子による独裁体制が続いた。1988 年に文民政権が誕生し、1990 年にはアリスティドが大統領に就任したが、1991 年のクーデターによりアリスティド大統領は亡命した。1994 年以降は米軍主体の多国籍軍がハイチに進駐し、アリスティド大統領が帰国を果たしたが、1995 年の大統領選挙ではブレバル元首相が勝利し

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ハイチ語は、フランス語系のクレオール言語である。

た。2000年の大統領選挙ではアリストイドが当選したが、武装勢力が大統領の辞任を要求したことを受け、アリストイドは大統領を辞任して再度亡命した。2004年4月30日の国連安保理決議1542号に基づき、「国連ハイチ安定化ミッション」(MINUSTAH)が、ハイチの治安確保、政治プロセス支援、人道支援等の幅広い分野の活動を開始した(2017年10月、当該ミッションは、より縮小された「国連ハイチ司法支援ミッション」(MINUJUSTS)に移行している)³。2010年1月、ハイチをマグニチュード7.0の大地震が襲い、約31万人が死亡した。2017年には、モイーズ大統領が就任し、現在に至っている⁴。

ハイチの1人あたり国民総所得は約780ドルであり、「中南米の最貧国」、「西半球の最貧国」であるといわれている⁵。ハイチの産業としては、米・コーヒー豆・砂糖・バナナ・カカオ豆等の農業が中心である⁶。米国、ドミニカ共和国、カナダ、フランス等における海外移住者からの送金も多く、ハイチのGDPの約3分の1を占めている。大地震やハリケーン等の自然災害及び政情不安により厳しい経済状況が続いていたが、ハイチの最近のGDP成長率は、2015年が1.7%、2016年が1.4%、2017年が1.2%となっている。隣国であるドミニカ共和国のGDP成長率は、2016年が5.9%、2017年が4.6%となっているのとは比べると、かなり低いものとなっている。

ハイチは、1996年に世界貿易機関(WTO)に加盟した。また、ハイチは、カリブ共同体(CARICOM)に加盟し、地域経済共同体を形成している。なお、ハイチは、現在でも、台湾との外交関係を維持している。

ハイチの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属する。ハイチは、フランスの司法制度及び法典を受け継いだ⁷。1825年から1826年までの間に、6つの法典、即ち、民法典、民事訴訟法典、商法典、刑法典、刑事訴訟法典及び農地法典(Code Rural)が制定された。これらの法典は、若干の変更点はあるものの、フランスの法典に類似している。労働法典及び新しい農地法典が、フランソワ・デュバリエ政権で制定された。ハイチの法制度は、成文法を法体系の中心に置いているものの、フランスの法原則及び判例は、法解釈の基礎と

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/haiti/data.html>

⁴ 本稿におけるハイチの歴史等については、①国際協力推進協会ウェブサイトの「ハイチ便り」(<http://www.apic.or.jp/projects/haiti000.html>)、及び②『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』(二宮書店、2019年)428頁等を参照した。

⁵ イスパニョーラ島という1つの島の東側を占めるドミニカ共和国と、西側を占めるハイチとで、何故、かくも国の発展度合いに大きな違いが生じたのかは、大変興味深いテーマである。このテーマに関する研究成果として、山岡加奈子編『ハイチとドミニカ共和国』(アジア経済研究所、2018年)がある。同書180~187頁には、開発、政治、経済、社会政策、国際関係という5つの視点から検討した結果のまとめが掲載されており、参考になる。

⁶ 日本からハイチへの輸出が多いのは、乗用車、バス、トラック、一般機械等である。他方、ハイチから日本への輸出が多いのは、衣類、コーヒー豆、精油、カカオ豆等である(前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』429頁)。

⁷ フランスの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第2回 フランス」(『国際商事法務 Vol.40, No.11』(国際商事法研究所、2012年)所収)を参照されたい。

なっている⁸。

II 憲法

1 総説

ハイチは、29年間に及ぶ独裁体制の後、1987年3月29日、新しい憲法を公布した。この憲法が2011年5月9日に一部改正され、2012年6月19日に施行されたものが、現行憲法である。

全298条から構成されるハイチ憲法の主な体系は、表1のとおりである⁹。

表1：ハイチ憲法（2011年までの改正を反映）の主な体系

前文		
第1編 ハイチ共和国の国章及び象徴	第1章 ハイチ共和国	
	第2章 ハイチ共和国の領土	
第2編 ハイチ国籍		
第3編 市民の基本的権利及び義務	第1章 市民権	
	第2章 基本的権利	生命及び健康の権利、個人的自由、表現の自由、良心の自由、集会結社の自由、教育及び教授、労働の自由、財産、知る権利、安全に関する権利
	第3章 市民の義務	
第4編 外国人		
第5編 国の主権	第1章 地域分割及び分権化	共同区、市町村、郡、県、知事及び副知事、各県間協議会
	第2章 立法府	下院、上院、国民議会、立法権の行使、兼職禁止
	第3章 行政府	共和国大統領、共和国大統領の義務、政府、首相の権限、閣僚及び国務長官

⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Haiti1.html>

⁹ 2011年までの改正を反映したハイチ憲法（フランス語）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://mjp.univ-perp.fr/constit/ht2011.htm>

	第4章 司法府	
	第5章 司法高等裁判所	
第6編 独立機関	新章 憲法裁判所	
	第1章 常任選挙協議会	
	第2章 会計上級裁判所及び行政訴訟	
	第3章 調停委員会	
	第4章 市民の保護	
	第5章 大学、アカデミー、文化	
第7編 財政		
第8編 公務員		
第9編 環境、経済、農業	第1章 経済及び農業	
	第2章 環境	
第10編 家族		
第11編 執行	第1章 軍隊	
	第2章 警察	
第12編 一般規定		
第13編 憲法改正		
第14編 経過規定		
第15編 最終規定		

2 統治機構

ハイチは、立法府、行政府及び司法府の三権分立制を採用している。

(1) 立法府

ハイチの立法府たる国民議会は、上院と下院の二院により構成される。

上院議員の任期は6年であり(2年ごとに3分の1ずつ改選される)、定数は30議席である。下院議員の任期は4年であり、定数は119議席である。上院議員も下院議員も、直接選挙により選出され、何回でも再選が可能である。

国民議会の権限としては、①大統領の憲法宣誓を受けること、②宣戦布告の決定を批准すること、③条約を批准し又は批准しないこと、④憲法を改正すること、⑤政府の場所の移転を批准すること、⑥緊急事態等の場合に、政府とともに、憲法上の保障の停止及び停止措置の延長を決定すること、⑦法律を制定すること等がある。

(2) 行政府

大統領は国家元首であり、首相は行政府の長である。政府は、首相、閣僚及び国務長官により構成される。大統領は、国民による直接選挙で選出され、任期は 5 年間であり、連続再任はできない。5 年間の期間をあければ、再任することは可能であるが、3 期目は認められない。

大統領は、国民議会において絶対多数を構成する党の構成員の中から首相を指名することができる。また、首相は、大統領の承認を得た上で、閣僚を選出するが、議会の同意も必要である。首相は、法律を執行する責務を負うほか、「Arrêtés」(アレテ) という命令を発布する権限をも有する。

大統領の権限としては、①国民議会で採択された法律を公布し、又は拒否権を行使すること、②外交関係を処理し、条約を批准のため議会に提出すること、③宣戦布告を行い、交渉し、平和条約に署名すること、④恩赦を付与すること、⑤議会の会期の初めに国政について報告すること、⑥閣僚会議で議長を務めること等がある。

なお、憲法上、大統領は、名目上はハイチ軍の最高指揮官であるが、直接に指揮する権限を有しないとされている。

(3) 司法府

ハイチの司法府には、最高裁判所に相当する「破毀院」(Cour de Cassation)、控訴院、第一審裁判所、少額裁判所及び特別裁判所がある。破毀院及び控訴院の裁判官の任期は 10 年間である。破毀院の裁判官は、大統領が、上院から提出された 3 名の候補者リストの中から指名する。第一審裁判所の裁判官の任期は 7 年間である。破毀院、控訴院及び第一審裁判所の現職裁判官は、原則として、罷免されない。控訴院は 5 か所ある。第一審裁判所は 16 か所あり、民事事件、商事事件、刑事事件につき単独体で審理が行われる。また、少額裁判所は、少額の民事事件、商事事件、刑事事件につき管轄する。特別裁判所としては、労働裁判所、少年裁判所及び土地裁判所がある。

2011 年改正憲法により、司法最高評議会が設置され、司法行政及び治安判事に対する懲戒権限の行使を行うものとされた。

2011 年改正憲法はまた、法令及び行政行為等の違憲性を審査する憲法裁判所を新たに設置した。憲法裁判所は任期 9 年の 9 名の裁判官により構成される。うち 3 名は政府、3 名は国民議会、残りの 3 名は司法府の上級評議会により任命される。憲法裁判所は、行政府と立法府の間の紛争及び上院と下院の間の紛争等についても管轄する。

ハイチは、国際法に関する問題については国際司法裁判所、CARICOM 内での貿易紛争の解決についてはカリブ司法裁判所の強制的管轄権を認めている¹⁰。

3 人権

ハイチ憲法の「第 3 編 市民の基本的権利及び義務」及びその他の部分には、詳細な人

¹⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Haiti1.html>

権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ハイチ憲法においても、(少なくとも形式的には) 規定されているが、実際に憲法上の人権保障が十分になされてきたとは言い難い。

ハイチ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①人格の崇拝は、原則として、禁止されている (7 条)。故人の肖像を使用するには、議会の承認を得なければならない (7.1 条)。
- ②公務員及び政党の組織・運営等において女性の比率を 30%とするクォータ制について、2011 年改正により明文規定が追加された (17.1 条、31.1.1 条)。
- ③死刑は明文で禁止されている (20 条)。
- ④ジャーナリスト及び報道機関の表現及び報道の自由は、原則として保障されているが、戦争時は例外とされ (28.1 条)、情報の信頼性及び正確性を確認する義務並びに職業倫理尊重義務について明文で規定され (28.2 条)、また、表現の自由を濫用した場合は刑事罰の対象となる旨が規定されている (28.3 条)。
- ⑤市民の義務について、詳細な規定が置かれている (52~52.3 条)。
- ⑥外国人の権利について、詳細な規定が置かれている (53~57 条)。例えば、不動産所有権については、外国人がハイチに居住する必要性に応じて認められること (55 条)、外国人は、同一地区に複数の住居を所有することはできないこと (55.1 条)、外国人は、ハイチの国境に接した建物を所有することはできないこと (55.3 条)、外国人がハイチの政治に干渉した等の場合には追放される可能性があること (56 条) が規定されている。
- ⑦環境保護について、詳細な規定が置かれている (253~258 条)。森林面積が国土の 10% 未満となっている限り、生態学的バランスの回復に取り組むために緊急措置を行う必要があること (253.1 条)、外国から廃棄物等をハイチ国内に持ち込むことは禁止されていること (258 条) 等が規定されている。

Ⅲ 民法

ハイチでは、1804 年ナポレオン民法典の影響を受けて、1825 年 3 月 27 日に民法典が公布された。ハイチは、中南米諸国の中でもいち早く、1804 年に独立を達成したことに加え、フランス語が使用されていたこともあり、「ナポレオン法典 (民法典および商法典) を文字通り継受した」といわれている¹¹。フランスのナポレオン民法典の体系は、「人」、「財産」、「財産取得」の 3 つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンドクテン方式」(共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とす

¹¹ 中川和彦著「ラテン・アメリカ法・緒論」(『成城法学 (11)』(成城大学、1982 年) 所収) 214 頁。

る) としばしば対比される。

とくに 2010 年に発生した大地震の後、不動産をめぐる権利義務及び紛争解決の重要性が高まっているが、ハイチでは土地の登記制度が整備されておらず（公証人の実務に委ねられており、土地台帳によりカバーされているのは 5% 未満に過ぎない）、賃貸借は事実上行われているにすぎないのが一般的である等、多くの複雑な問題を抱えている¹²。

外国人がハイチの不動産所有権を取得しようとする場合、法令上の一定の制限に従う必要があるほか、ハイチの弁護士に手続を委任する必要がある。また、不動産（自由貿易地区及び工業園区を含む）のリースを受けることも可能であるが、リース期間は、最大 50 年間でされている¹³。

IV 商法・会社法

ハイチでは、1826 年に商法典が公布された。ハイチは、中南米諸国の中でもいち早く、1804 年に独立を達成したことに加え、フランス語が使用されていたこともあり、「ナポレオン法典（民法典および商法典）を文字通り継受した」といわれている¹⁴。

ハイチでは、商法典により、いくつかの種類会社が認められているが、ハイチに投資しようとする外国企業は、ハイチに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するハイチ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しないが、ハイチで登記することにより、ハイチで取引を行ったり契約を締結したりすることができる。ハイチで外国投資家が最も多く利用するのは「株式会社」(SA)であり、その概要は表 2 のとおりである¹⁵。商法典によると、「株式会社」(SA)の設立手続は、ハイチの弁護士に委任する必要がある。外国人が「株式会社」(SA)の過半数を有する場合、外国会社とみなされる¹⁶。

表 2: ハイチで設立が認められている主な会社

名称	フランス語	説明
株式会社	société anonyme (SA)	株主は出資額の限度で責任を負う。3 名以上の株主（うち少なくとも 1 名はハイチ国籍を有する者でなければならない）により設立する必要がある。また、3 名以上の株主の中から、1 名以上の取締役を選任する必要がある。取締役は、

¹² 吉田邦彦著「ハイチ大震災復興の民法学・居住福祉法学上の諸課題と国際貢献の意義（上）」(『法律時報 86 巻 1 号』所収) 87 頁。

¹³ http://cfihaiti.com/images/pdf/INVESTMENT_GUIDE_EN.pdf

¹⁴ 中川・前掲書 214 頁。

¹⁵ <https://www.healyconsultants.com/haiti-company-registration/setup-llc/>

¹⁶ http://cfihaiti.com/images/pdf/INVESTMENT_GUIDE_EN.pdf

		<p>ハイチの居住者である必要はない。株主及び取締役は、法人であっても個人であってもよい。設立にあたっての最低資本金額は、25,000 グルド（約 305 米ドル）である。</p>
--	--	--

V 民事訴訟法

ハイチでは、1825年に民事訴訟法典が公布された。ハイチにおける民事訴訟手続は、19世紀のフランスの民事訴訟手続を踏襲しつつ、若干の変容を受けている。

通常の民事訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴院に控訴することができる。ハイチには、コモン・ロー諸国におけるような「ディスカバリー」の制度はない。不動産に関する訴訟事件については、土地裁判所が専属的に管轄する。

民事又は商事紛争が生じた場合、ハイチの裁判所への訴訟提起のほか、仲裁を利用することもできる。ハイチは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）及び「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（ICSID条約）に加盟している。また、2007年には、「ハイチ調停仲裁会議所」（Haitian Chamber of Conciliation and Arbitration, CCAH）が設立された。また、ハイチは、国際法に関する問題については国際司法裁判所、CARICOM 内での貿易紛争の解決についてはカリブ司法裁判所の強制的管轄権を認めている¹⁷。

VI 刑事法

ハイチでは、1826年に刑法典及び刑事訴訟法典が公布された。なお、憲法により、死刑は廃止されている。

ハイチの刑事訴訟手続では、予審判事制度が採用されている。即ち、捜査を担当した検察官から事件の送致を受けた予審判事が、証拠の取調べ等を行い、公訴提起するのに十分な証拠があるか否かを審理した上で、検察官に対し意見を通知する。公訴が提起されると、公判が開かれる。原則として、公判は単独体で行われるが、殺人罪の事件の場合は陪審審理が開かれる。

ハイチの治安は、経済格差の拡大、大地震及びハリケーンの襲来、政治の不安定化等により、治安の悪化が懸念されている。ハイチの犯罪発生率は、中南米諸国の中でも高いレベルにあり、殺人、誘拐、窃盗、強盗、性犯罪、組織犯罪、薬物犯罪等が多い。例えば、ハイチにおける殺人の発生件数についてみると、2016年は1,029件¹⁸、2017年は890件¹⁹

¹⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Haiti1.html>

¹⁸ <https://www.osac.gov/pages/ContentReportDetails.aspx?cid=21726>

であった。そのうち、首都であるポルトープランスにおける発生の比率についてみると、2016年は70%、2017年は79%であった。

2010年の大地震により治安が悪化したハイチでは、「国連ハイチ安定化ミッション」(MINUSTAH)及びハイチ国家警察(PNH)が治安維持にあたってきたが、前述したとおり、2017年10月、当該ミッションは、より縮小された「国連ハイチ司法支援ミッション」(MINUJUSTS)に移行しており、今後はハイチ国家警察(PNH)による治安維持が重要となる²⁰。

ハイチでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。ハイチの刑務所の収容率は、454.4%であり、世界最悪の数字となっている²¹。刑務所の過剰拘禁の主な原因は、恣意的な逮捕が横行していること及び裁判前の被勾留者が多数収用されていることによる。2018年7月時点では、ハイチの刑務所には約12,000人が収容されており、そのうちの75%が裁判前の被勾留者であったという²²。

ハイチにおける司法機関関係者(警察官、裁判官等)の汚職も、依然として大きな問題として存在している。刑事裁判が、合理的理由なく、延期又は中止されることも多い。

ハイチは、南米で生産された麻薬が米国に輸出される際の中継地となっている。ハイチが麻薬の中継地となっている原因としては、①地理的位置(米国及びプエルトリコに近い)、②警察等の取締りが手薄であること、③政治家・軍人が麻薬組織と繋がっていること等が挙げられている²³。麻薬取引による収益は、しばしばマネーロンダリングが行われる。ハイチの2013年の「マネーロンダリング対策法」及び2014年の「汚職対策法」は、ハイチのマネーロンダリング及び汚職に対する法制度を、国際基準まで高めるものである。

VII 参考資料

以上、ハイチ法の概要を簡単に紹介してきたが、ハイチ法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。ハイチ法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。ハイチ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Researching Haitian Law」²⁴等が参考になる。

ハイチの法令はフランス語で記述されており、また、もともとはフランス法の影響を強く受けており、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理

¹⁹ <https://www.osac.gov/Pages/ContentReportDetails.aspx?cid=23773>

²⁰ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/haiti/data.html>

²¹ <https://forbesjapan.com/articles/detail/19541>

²² <https://www.hrw.org/world-report/2019/country-chapters/haiti#07310e>

²³ 山岡加奈子編『ハイチとドミニカ共和国』(アジア経済研究所、2018年)168~169頁。

²⁴ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Haiti1.html>

解が困難である面がある。また、現在のハイチは、貧困、インフラの未整備、大量のゴミの不法投棄等、問題が山積している状況にある。しかし、豊富な労働力及び人口増加による今後の発展のポテンシャル等を考えると、今後も、ハイチの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.3』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第23回 ハイチ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。